

（前部上側端灯）

**第33条** 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第34条の2の規定並びに細目告示第46条、第124条及び第202条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。
- 二 前部上側端灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - イ 前部上側端灯は、夜間にその前方300メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - ロ 前部上側端灯の灯光の色は、白色であること。
  - ハ 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに前部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部上側端灯の内側方向45度の平面及び前部上側端灯の外側方向80度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 三 前部上側端灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - イ 被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取り付けられていること。
  - ロ 被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。
  - ハ 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。
  - ニ 前面の両側に備える前部上側端灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（前面が左右対称でない自動車の前部上側端灯を除く。）。)
  - ホ 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに200ミリメートル以上離れるような位置に取り付けられていること。
  - ヘ 前部上側端灯は、車幅灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。
- 2 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、前項の規定を適用しなくてもよい。
- 3 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3. 23. の規定は、適用しない。
- 4 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添59 3. 6. の規定は、適用しない。
- 5 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第46第1項、別添52 2. 13. 及び別添59 3. 5. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）に

- よる改正前の細目告示第46条第1項、別添52 2. 13. 及び別添59 3. 5. の規定に適合するものであればよい。
- 6 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。
- 7 保安基準第34条の2第3項及び細目告示第46条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第34条の2第3項及び細目告示第46条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第34条の2第3項及び細目告示第46条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第7改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第34条の2が適用される自動車は、当分の間、細目告示第46条第1項並びに別添52 4. 15. 2. 及び4. 15. 7. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第46条第1項並びに別添52 4. 15. 2. 及び4. 15. 7. の規定に適合するものであればよい。